

(広報資料)



令和2年10月8日

京都市都市計画局

〔担当：まち再生・創造推進室〕
電話：222-3503

《本事業は宿泊税を活用しています》

**京町家マッチング制度
成立 第1号!**

解体の危機にあった京町家が保全継承に至りました！ 中京区の京町家の保全継承について

京都市では、平成29年11月に「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」(以下「京町家条例」といいます。)を制定し、京町家の保全及び継承の取組を推進しています。

その取組のひとつとして、本市に登録された不動産関連団体や建築関連団体の専門事業者による、京町家の活用方法の提案及び活用希望者とのマッチングを行う「京町家マッチング制度」を実施しています。

この度、京町家条例に基づき解体届が提出された京町家について、京町家マッチング制度の利用により、活用希望者とのマッチングが成立しましたので、お知らせします。

1 マッチング概要

- (1) 成立日 令和2年9月
- (2) 賃貸期間 10年間(茶道等の文化体験施設として活用される予定)

2 京町家の概要

- (1) 建築年代 明治
- (2) 構造規模 木造2階建て 瓦葺き
- (3) 敷地面積 約390㎡
- (4) 延べ面積 約250㎡
- (5) その他 京町家条例に基づく個別指定京町家
歴史的風致形成建造物



(6) 特色

京都市中京区の、比較的規模の大きな京町家で、明治初期から中期にかけて建てられたものと推察されます。

厨子2階建ての母屋は、出格子、通り庇、虫籠窓等、京町家の特徴を備えています。また京都市中の中心部にあって、広い庭を持ち、茶室が設けられ、自邸で客を接待することを目的に座敷を構えた様式が美しく残り、使われている素材も上質で、貴重な京町家です。

(裏面あり)

(参考) 京町家マッチング制度について

京都市に登録された不動産関連団体や建築関連団体の専門事業者が、京町家の改修方法や活用方法、京町家を継承・活用したい方や住み継いでくださる方とのマッチング等を提案・助言する制度です。

